

17 ストックオプション制度



ストックオプションとは、一定の期間(権利行使期間)内に、あらかじめ定められた価額(権利行使価額)で企業から株式を取得することができる権利のこと。1997年の商法改正により新たに導入された制度であり、それ以来、2002年6月末までの導入企業数は983社と株式公開企業数の3割近くにも及んでいます(日興コーディアル証券調べ)。

導入当初は、付与対象者、付与できる株式数、権利行使期間についての制限がありましたが、2001年の商法改正により、いずれも撤廃されたことから、例えば、ストックオプションをグループ会社の役員・従業員や社外コンサルタント、取引先等に付与する動きも広がりを見せ始めています。

<p>導入会社</p> <p>業種</p> <p>社外の付与対象者</p>	<p>A社</p> <p>小売業</p> <p>外部のデザイナー、コンサルタント</p>	<p>B社</p> <p>電気機器</p> <p>社外コンサルタント、研究者</p>
<p>G社</p> <p>卸売業</p> <p>主要取引先</p>	<p>2001年度改正による導入事例</p> <p>この他にも、パート、アルバイト(臨時雇用者)、派遣社員等に対象を広げている会社も見られる。</p>	<p>C社</p> <p>サービス</p> <p>社外協力者</p>
<p>F社</p> <p>通信</p> <p>大口法人顧客</p>	<p>E社</p> <p>小売業</p> <p>取引先</p>	<p>D社</p> <p>卸売業</p> <p>従業員採用予定者</p>